明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○内閣法制局設置法施行令の一部を改正する政令（五三）　二
○外務省組織令の一部を改正する政令（五四）　二
○文部科学省組織令の一部を改正する政令（五五）　三
○医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（五六）　三
○最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（五七）　四
○農業動産信用法施行令の一部を改正する政令（五八）　四
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（五九）　五
○計量法関係手数料令の一部を改正する政令（六〇）　五
○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（六一）　五

〔省　令〕

○平成三十年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令（**総務・財務**一）　五
○供託規則の一部を改正する省令（**法務**一一）　六
○航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則の一部を改正する省令（**防衛**二）　六

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**七一）　七
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があった件（**同**七二）　七
○著作権法第百四条の十一第一項の授業目的公衆送信補償金を受ける団体を指定する件（**文化庁**二一）　七
○農作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件の一部を改正する件（**農林水産**五五五）　八
○果樹共済に係る共済掛金標準率等を定める件の一部を改正する件（**同**五五六）　八
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の規定に基づく同号の事業者を指定する件（**経済産業**六一）　八
○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令に規定する国土交通大臣が定める算定の方法及び公営住宅法並びに公営住宅法施行令に規定する国土交通大臣が定める期間等の一部を改正する件（**国土交通**四〇五）　九
○高速自動車国道に関する件（**同**四〇六）　九
○船舶気象通報規程の一部を改正する告示（**海上保安庁**一八）　九
○汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（**環境**五五）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**六六）　一〇
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**同**六七～六九）　一〇
○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**七〇～七三）　一〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

警察庁　一〇

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

人事交流を希望する民間企業の公募（防衛省）　一〇

産　業

日本工業規格（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

弁理士懲戒処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　一〇

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣法制局設置法施行令の一部を改正する政令（政令第五三号）（内閣法制局）

1　第二部及び第三部の所掌事務の整理を行うこととした。（第二条及び第三条関係）

2　長官総務室に公文書監理官一人を置き、その所掌事務を定めることとした。（第六条の二関係）

3　施行期日等（附則関係）

㈠　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

㈡　復興庁組織令（平成二四年政令第二二号）について所要の規定の整備を行うこととした。

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第四号）（外務省）

1　大臣官房に公文書監理官を置き、その所掌事務を定めることとした。（第一六条関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第五五号）（文部科学省）

1　文部科学省組織令の一部改正

㈠　大臣官房に公文書監理官一人を置き、その所掌事務を定めることとした。（第一二条関係）

㈡　文化庁文化経済・国際課の所掌事務に、興行入場券の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整に関することを加えることとした。（第九八条関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。ただし、1の㈡については、興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三〇年法律第一〇三号）の施行の日から施行することとした。